

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 高齢受給者証の一斉更新について

令和3年8月から70歳から74歳までの被保険者の皆様が対象となります「高齢受給者証（被保険者証と同サイズ）」が一斉更新となります。7月中にお送りしておりますので、内容を確認のうえご使用ください。

[サンプル]

(おもて)

(うら)

国民健康保険 高齢受給者証	有効期限	令和 4年 7月 31日
記号番号	60-12345-000	(枝番) 01
氏名	島根 太郎	性別 男
生年月日	昭和 24年 10月 10日	
交付年月日	令和 3年 8月 1日	
発効期日	令和 3年 8月 1日	
一部負担金の割合	3割	
組合員氏名	島根 太郎	
住所	松江市袖師町1-31	
	医師国保医院	
保険者番号	3 2 3 0 1 4	☎0852-26-3100
保険者名	島根県医師国民健康保険組合	

注意事項

1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
3. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちにこの証を組合に返してください。また、喪失の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

[自宅住所]

2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。（組規約第16条の2）

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>